

2020年8月3日策定

岐阜勤医協介護事業部 BCP

★BCPとは → BCP：Business Continuity Plan(事業継続計画)＝企業のリスク管理
企業がテロや災害、システム障害や不祥事といった危機的状況下に置かれた場合でも、重要な業務が継続できる方策を用意し、生き延びることができるようにしておくための戦略

・事業方針

当事業所の理念を守り社会的責任を全うするため、本計画に関する基本方針を以下のとおりとする。

① 利用者の安全確保	利用者は一般人に比べ相対的に抵抗力が弱いことに留意して感染防止等に努める。
② サービスの継続	利用者の健康の維持と、生命を守る機能をできる限り維持する。
③ 職員の安全確保	業務の特性上、職員は一般企業と比べ感染リスクが高いことに留意して感染防止に努める。また利用者のみではなく自らの安全に配慮する。

・業務分類

本計画では、当事業所の業務を重要度に応じて4段階（A～D）に分類し、事態の進展に合わせて優先度の低い業務から順番に縮小・休止することで、利用者の健康維持と、生命を守る機能をできる限り維持し、職員の安全確保を図る。

業務	内容	当事業所における業務
A	通常時と同様に継続すべき業務 (生命にかかわる行為)	食事、排泄、与薬、保清（清拭等）等
B	感染予防・感染拡大防止・災害時等の観点から新たに発生する業務	利用者家族等への各種情報提供、事業所内の消毒/感染物の処理（事業所を介した感染を防ぐ）、特定接種、災害等を予測した緊急避難 等
C	規模・頻度を減らすことが可能な業務（身体機能低下防止に関わる行為）	入浴、リハビリ、体操、集団レクリエーション、脳トレ等
D	休止・延期できる業務	上記以外の業務 掃除、洗濯、ゴミ出し レクリエーション、理美容、外出、買い物等

注：組織自体を維持するために、職員への給与支払い、各種物品の調達/整備/修繕、資金繰り、取引先への支払い等、ヒト・モノ・カネ・情報収集と処理に関する業務も上記「業務A」に含む。

・フェーズ（新型コロナ等の感染流行段階）と業務分類

	通所系	訪問系	施設系
緊急（非常）事態宣言	県の指示による	県の指示による	県の指示による
フェーズ5 「当該事業所利用者、職員で発生」 対策本部設置 ・コロナの制度活用にて支援方法検討	・事業縮小・休止等 A 業務の継続 B 業務の実施 C 業務の休止検討及び休止 D 業務休止・延期	・事業縮小 A 業務の継続 B 業務の実施 C 業務の休止検討及び休止 D 業務休止・延期 職員はテレワーク、直行直帰等	一部またはロックダウン ・面会制限レベル 4 ・他事業所の利用中止 A 業務の継続 B 業務の実施 C 業務の休止 D 業務休止・延期 施設内ゾーニング実施
フェーズ4 「市内で蔓延」または「法人内事業所」で発生 内部発生時は対策本部設置	・外出自粛要請強化 B 業務の実施 D の検討 C の検討	・外出自粛要請強化 B 業務の実施 D の検討 職員はテレワーク、直行直帰等	・外出自粛要請強化 ・面会制限レベル 3 ・他事業所の利用中止検討（非常事態宣言時は中止） B 業務の実施 C、D の検討
フェーズ3 「市内複数発生」 介護事業部から注意喚起のお便り発行	・不要不急の外出自粛要請 ・D の検討	・不要不急の外出自粛要請 ・D の検討	・不要不急の外出自粛要請 ・面会制限レベル 2
フェーズ2 「市内 1 名発生」	・標準予防策の徹底 ・換気の徹底 ・外出時人混みを避けるよう注意喚起	・標準予防策の徹底 ・換気の徹底 ・外出時人混みを避けるよう注意喚起	・標準予防策の徹底 ・面会制限レベル 1 ・換気の徹底 ・外出時人混みを避けるよう注意喚起
フェーズ1 「県内発生」	・標準予防策の徹底	・標準予防策の徹底	・標準予防策の徹底 ・面会制限レベル 1

※利用者は「岐阜市版 with コロナ」の実践推奨

※「標準予防策」とは、手指衛生、個人防護具の活用（マスクなど）、咳エチケットなど。

※標準予防策や換気等の感染対策予防学習を徹底する。

※「面会制限レベル」はみどり病院の基準参照

※「市内で蔓延」とは、近隣の事業所で発生、職員家族・利用者家族で発生した場合など

※内部発生時は保健所の指導を仰ぐ

※必要に応じ、みどり病院感染対策委員会に助言を仰ぐ

※日頃より、利用者・家族・来客・職員等には掲示やホームページにより情報を提供する。

※フェーズ0は海外・国内に発生していない場合、発生していても県内は0の場合